

農林水産省告示（重要な形質）の制定について

平成26年12月1日に開催された種苗分科会の答申を踏まえ、平成27年2月18日付け農林水産省告示第366号で平成20年4月1日付け農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づき重要な形質を定める件）の一部を改正し、同年4月1日から施行。

（参考）

品種登録ホームページ：<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

[illegible]

一 草型及び草丈
二 茎又はぎ球茎の形、茎の太さ、ぎ球茎の大きさ、茎又はぎ球茎の色、茎の毛の多少、節間長、葉形、葉の大きさ、葉色、葉の毛の多少及び葉柄の長さ
三 花脣の形、花の向き、花形、花の大きさ、花色、花弁の形、花弁の太さ、花茎の色、花弁の厚さ、一花茎の長さ、花茎の長さ、花茎の太さ、花茎の色、花茎の抽出角度、花茎の分枝性、花芽の発生位置及び花の香り
四 開花期、耐寒性、耐暑性、病雪抵抗性及び虫雪抵抗性

[illegible][illegible]